

<概要版>

栃木市上下水道事業調査委員会(第3回)会議録

開催日時	令和4年9月15日(木) 9:30~11:30
開催場所	栃木市上下水道局庁舎 会議室(管理棟内)
出席委員	児玉博昭委員、湯川晴美委員、大栗利夫委員、増山由美委員 門沢イミ子委員、和久井賢司委員、進上一巳委員、篠崎正美委員 山ノ井一男委員、深津智子委員、池澤佐知子委員、小木ナヲ委員、 市村隆委員(欠席:坂東一敏委員)
市	上下水道局長 上下水道総務課:課長、副主幹兼経営係長、課長補佐兼経理係長 副主幹兼料金係長、経営係職員、経理係職員 水道建設課:課長、副主幹兼施設係長 下水道建設課:課長、副主幹兼管理係長
委員長あいさつ	児玉委員長よりあいさつ
議事概要	<p>(1) 水道事業の供給単価、下水道事業の使用料単価の検討について 水道事業と下水道事業の共通事項の説明(上下水道総務課長より説明)</p> <ul style="list-style-type: none">・保有資金の必要性について、なぜ、現金の保有が必要か? 将来の施設更新等にかかる費用の確保、災害発生時の緊急対応、また、収入については毎月一定であるが、支出については工事費や企業債の償還等一定ではないため、月によって変動がある。また、現在の物価高騰において、水道・下水道事業においては、動力費(電気代)の値上げの影響を受け、多額の補正予算を要求予定であるが、今回の高騰については、この先どこまで続くのかわからないため、一時的なものと想定し、算定の基礎数値には入れてはいない。今後においてもこのようなことが起こりうるためある程度の余力が必要となる。 すなわち、資金の確保が重要である。 そのあたりを踏まえ平均単価について協議いただき、料金水準の方向性が決まったら、次回は料金体系(料金の階段)についてご議論をいただきたい。 <p>(P.1) 水道事業について(上下水道総務課経営係長より説明) (P.2) 水道事業の経費削減の取組について 資料のとおり</p> <p>【委員質疑】 職員を2名削減して約1,500万円の削減が行われたということだが、人件費を削減した関係で、市民からの水道関係の苦情や調査などの対応につい</p>

て支障が起きないのか。市民から相談事があった時に、それに対応できないような人員削減をしたのでは、はっきり言ってマイナス効果だと思う。また、これらの取り組みについての調査委員会の資料等ホームページに掲載されているがどのくらい周知されているのか疑問である。

(回 答)

人件費の削減については、組織の統合により削減が図れたという部分が大い。ただ人員が減ると心配なのが、災害のときの対応であるので効率化するために、災害対応マニュアルを定め、今いる人数で対応できるように考えている。

また市民への広報については、ホームページへ掲載や、今後、議会の建設常任委員会での勉強会を開催し、議会の方から市民の方へ情報が流れていくことも、期待している。特に、生活に直結する料金、使用料については、今経営がどういう状況にあり何で資金が必要なのかそういった情報を積極的に発信していきたい。

【議 長】

職員の削減が業務の支障にならないように十分ご留意いただきたい。専門的な議論なので、全ての市民の方にご理解いただくのには限界もあるが、我々が市民の代表として審議を進めてまいりたい。審議の結果をいち早く市民にお知らせすることも必要かと思う。

(P. 3) 水道事業の有収率向上に向けた取り組み
資料のとおり

—委員からの質疑・意見等特になし—

【議 長】

有収率を向上させていくことについては、前回の委員会において委員からご指摘をいただいた。漏水を減らすためにも、老朽管の更新が必要となってくる。

(P. 4) 総括原価方式とは

(P. 5) 平成29年度から令和3年度の過去5年間の総括原価

(P. 6) 令和5年度から令和9年度の資産維持費を含まない総括原価

資料のとおり

(P. 7) 水道事業 供給単価

供給単価については、本来であれば、対象資産に資産維持率をかけて資産維持費を算出し、総括原価を出して必要な水道料金を導くところだが、何%が妥当かという話になると、わかりづらいうえに、適正な値が見つげにくい算出方法となるので、今回はわかりやすく、算定期間末である令和9年の現金保有額をいくりにするかというところから算出。

なお、工事費については、水道ビジョンにて、年平均16.4億円の工事費となっているが、投資額が大きく、現金を貯めていくことが困難であるため、水道事業の経営状況を勘案し、今後5年間の工事費として、有収率の向上、最低限必要な設備更新を行うことが可能な額として、年平均12億円で算出する。

平均の保有額については、災害や今回のような原油高など急激な物価上昇に対応するための経営基盤の強化として、ある程度余力を残していくことは重要で、安全安心な水道水を提供し続けるためにも必要なことだと考えている。

以上のことより、今回は供給単価を3つのパターンを参考に作成する。

①水道ビジョンにおいて、一つの基準としている現金が15億円を下回らないもの
15億円の基準は、年間を通して電気代、委託料、修繕費、工事の支払いのほか、企業債の元金と利息の返済が年間約6.6億円あり、これらの支払いを行うための資金として10億円を見込んでいる。

また、平成27年度の関東東北豪雨で被災した浄水場などの復旧費が約5億円かかっており、災害対策時の予備資金として、5億円を想定している。

供給単価は134円/m³となり、現在の単価よりも5%程度高くなる。

※災害時の予備資金の5億円については、水道ビジョンの策定が平成30年度であり、それまでの数値にて算出されており、あくまでも平成27年度の経験にて算出。令和元年度の台風19号では、平成27年の豪雨よりも大きな被害を受け、浄水場から水道の供給ができなくなるという状況となった。これらの復旧の際には約6億円掛かっている。最近の自然災害は、これまでの常識が通用しない規模で起こりうる可能性がある。平成27年度と令和元年度の災害では、市内水道施設の一部の被災であったが、今後、大規模な地震などの発生により、市全体の水道施設がダメージを受けることを想定すると、具体的な金額の算出はできないが、5億円以上の復旧費が必要となるのではないかと考えられる。

②令和9年に現金の保有額が、給水収益と同額になるパターンのもの

現金の保有額の基準として、1年間の給水収益を下回らないことを原則としている他の自治体の水道事業もある。何らかの理由により1年間、水道料金が入ってこなくても、事業を継続できるように最低限1年間の給水収益に相当する現金を保有しておきたいという理由。大規模災害により料金の徴収ができなくなった場合などが想定される。また、急激な物価の高騰による工事の資材や電気代が高騰しても、水道利用者の負担を増やさず一時的に耐えるためにも、これぐらいの現金の確保が必

要であると考えられる。

この場合の供給単価は141円/m³となり、現在の単価よりも10%程度の値上げとなる。

③水道ビジョンに基づく水道料金を平均改定率20%のパターンのもの
水道ビジョンにおける財政計画は、水道料金を20%値上げし、浄水場の設備や老朽管の更新を年間16.4億円でを行い、現金の保有額15億円以上を維持していくとされている。

今回の算定期間においては、工事費を12億円に抑えており、令和9年度には現金の保有額は30億円以上になる。

※現在の料金は、合併後の料金の統一を目的としたものであり、限定的な一時的措置と考えられる。このような措置を取ることが可能となったのは、平成27年時点で40億円以上の現金があったためである。今後、社会情勢の変化により料金を下げる、または多額の投資を行う、といった対応を可能とするためにも、できるだけ多くの内部留保資金を貯めておきたいと考えている。できれば、平成27年度当時の40億円から50億円を目標にしていきたいと考えているが、早急にそのレベルまで回復することは難しいと考え、このような3つのパターンを参考に提示をする。

【議長】

料金の設定については、他市と比べたり過去と比べる方法もあるが、本来はコストを踏まえて料金を算定すべきものである。施設や資産を維持するためにどれだけコストが掛かるのか、どこまで踏み込むのかがポイントとなる。

【委員意見】

栃木市の場合は1市5町という合併があり、それまではそれぞれの市町で料金を独自に設定していたのが一緒になり、安かった方が高くなるとやはり抵抗がある。ただ、水道は毎日使うもので生活の根幹をなすものであり、また老朽化に伴い更新していかなければならないのでやるべきことはやる必要があるのではないかと。市民の皆様にご理解いただくため、調査委員会の意見を有効に活用して、議会も一緒になって伝えていくということが必要ではないかと思う。この水道事業の供給単価に関して、一つの方向性を出して、それをもって私達も議会の方に投げかけていきたい。

【委員意見】

もし改定するとしたら市内全域一斉に、改定になるのか。地下水を使用している世帯が多い地域も結構あると思うが、料金がこんなに変わるのでは、今

後は地下水に切り替えようという家が出てくるのでは？

(回 答)

水道料金については、市内全域同じ料金で、別々の地域ごとの水道料金の設定というのではない。この単価は平均の金額なので、一般の家庭については提示している供給単価より下がると思う。また、井戸水利用については、栃木市全体としてかなり多い状況。

【委員意見】

子供の頃は、飲む水をペットボトルで買うことは考えもつかなかった。今は、コンビニや自動販売機で水を買ったり、家庭にボトルを配達してもらったり、浄水器をつけている方もいる。1 m³ということなので金額が出ているが、1 m³ということだと、2ℓのペットボトルにすると500本になる。一本80円で計算すると4万円になる。それを考えると、水道水はすごく安いと思うが、実際に口座からこの上下水道料金が引き落としになると、なんでこんなに高いんだと思ってしまうところが、ちょっとギャップがある。

【議 長】

水も電気もガスも、低い料金で供給できるのは、ネットワーク性があるからである。そのためにもネットワークを維持していかなければならない。ペットボトルや電池、ガスボンベといった私的財と比べてみると安い。各パターンについて、特にご意見はないようだが、いずれかに絞り込んでいきたい。事務局でこの3案のうち、何か案があれば。

(事務局)

基本的な考えで①番だとやはり少し心配はある。最低限の単価だと思う。③番の20%だが、栃木市の水道料金は県内でも安い方から2番目で、全国的に見ると栃木県自体が安い。とは言え、いきなり20%上げるのは、今、特に物価高やコロナ禍という中ではなかなか難しい。②番の1年間の給水収益と同額ぐらいまで現金の保有をするという案がこの5年間において、これぐらい現金の保有があればなんとかいけるのかなという考えである。

【議 長】

全国的な標準の資産維持率の3%で設定するのは負担が大きく難しいため、その半分の水準で設定すると③番、さらにその半分の水準で設定するならば②番になる。①番は一般的な標準に比べると、かなり低い設定になるため、将来的に不安が残り、頻繁な料金改定を重ねることになり、市民の利用者にもご不便をおかけすることになるので、中長期的にも安定した料金設定として②番あたりが妥当ではないかということである。

他の自治体の供給単価はもっと高いので、この辺りであれば市民の方々にも十分ご理解いただけるのではないかと。

特にご異議ないようなので、本委員会としては、現金が1年間供給収益と同等という観点から、②番の供給単価1 m³当たり141円で提案したいと思うが、よろしいか？

【委員】異議なし

(P. 8) 下水道事業について（上下水道総務課経理係長より説明）

(P. 9) 下水道事業の経費削減について

(P. 10) 公共下水道事業 整備費と下水道管延長

(P. 11) 公共下水道事業 更新に必要な財源

資料のとおり

(P. 12) 公共下水道事業 使用料単価

公共下水道事業についても、3つの使用料単価のパターンを作成。

下水道事業は、公衆衛生の向上、河川の水質保全などの観点から、費用の全てを使用料収入で賄うのではなく、一般会計からの繰入金認められている。そのため、総括原価方式はなじまないことから、基準外繰入金を削減していく以下の3つのパターンを提示。

①現行の使用料単価

②国が示す最低限使用者が負担すべき使用料単価

③令和6年より基準外繰入金をゼロとする使用料単価

①から③のいずれのパターンでも下水道区域の拡大により、使用料収入の増加を見込んでいる。

①現行使用料単価137円/m³では、基準外繰入金は徐々に減っていき、現金は令和7年までは減っていくが、令和8年からは増えていく見込みとなる。これは、この5年間で返済が終わる企業債が多いことから、元金償還額が5年間で3億円近く減少することが影響している。令和5年と比べて、令和9年には現金は増えるが、日常的な委託料、修繕費、電気代などの支払いや年間約16億5,000万円の借金の元金と利息の返済、年度末の工事の支払いなどを安定して行うこと、また、災害への備えや物価上昇等の社会変化に対応するためには、もう少し蓄えておきたいところである。

②国が示す最低限使用者が負担すべき使用料単価150円/m³については、最低限、汚水処理経費は回収できることから一つの基準として示されているもの。

使用料単価150円/m³の場合、基準外の繰入金は令和8年からゼロとなる見込み

となる。また、現金については令和9年に12億円を超えるくらいまでは増加する。水道事業と同様、1年間の使用料収入分は、内部資金として確保していきたいところではあるが、2億円ほど足りないものの経営の安定化は図られてくるものと予測される。

③令和6年より基準外繰入金をゼロとする使用料単価164円/m³については、令和5年に使用料を改定した場合、翌年度より基準外繰入金をもらわなくても現金が徐々に増えていく見込みであり、令和9年には1年間の使用料収入に近い額まで現金が増えていく見込みとなる。

使用料単価は②番については、現行の使用料単価よりも10%程度高くなる。

③番については、現行よりも20%程度高くなる。

以上、3つのパターンを示したが、税の不公平感を解消するためにも、令和9年の算定期間までの間には、基準外繰入金を無くしていきたいと考えており、これらを参考に検討をお願いしたい。

【議 長】

基準外の繰入をなくしていくという観点から、3案を示していただいた。なるべく早く無くすのが望ましいが、ゼロにできるタイミングをどの時点で設定するかというところである。

【委員質疑】

前にも何度か出た接続率が問題だと思う。地域ごとに何世帯中、何世帯が接続しているか。また、一番遠いところに1軒あって、処理場のところに来る間は10軒という場合、一番遠くの方に、個別処理をやらしてもらえば、その維持費が掛からないと思う。接続者が増えた場合に当然収入が多くなる。そういった場合、現行でやっている137円/m³で何とかできるのか、それでも国が示している150円/m³にしないと駄目なのか。

(回 答)

接続率が上がれば当然収入は増えるが、支出の処理費用も増える。処理費用は、どこへいっても大体150円/m³というのは変わらない。例えば1万人のところから10万人接続になった場合は、変わってくると思うが、今のように数%ずつ増になっても、処理の能力的な問題もあり、収入と支出はほぼ同額ということで変わらない。先ほど話のあった、管を敷設しても繋がらない、何十メートルも工事して繋ぐ人がいないのではしょうがないということだが、それは生活排水処理構想の中で現在、見直しているところで、費用対効果を考えこの辺りは公共の方がいいか、それとも個別処理の方がいいかというのは検

討しているところである。

【議 長】

単価を上げなくても加入を増やすという考え方もあるが、単価が低すぎると、繋げれば繋ぐほどコストが掛かってしまうので、使用料単価についても一定の水準は必要だろうということである。

【委員意見】

下水道が整備されても単独浄化槽を使い続けている人もいるので接続率を上げることが必要だし、住んでる方が少ないところには合併浄化槽を入れていただくというような、費用対効果を考えるとその色分けが必要。また、今後人口減少において、当然区画整理とか、宅地分譲、産業団地開発などで、人の流出を防がなくてはならないわけだから、そこに手厚く本管を入れて、インフラがちゃんと整備されているということを示せば、市から出ていくこともなく、逆に入ってくることもあると思う。人口が減っていけば税収も減り、当然、水道料金、下水道使用料収入も減ってしまう。

【議 長】

下水道設備の更新の際には、受益者負担金をもらえないとあるが、整備の時よりもお金がかかるわけだから、更新の時こそ受益者負担金を取るという考え方があってもいい。しかしそれができないとなると、使用料で財源を調達することになる。更新の時期を控えているので、なるべく大切に持って長持ちさせるにしても、いずれ更新にお金がかかってくることは変わらない。この3案のいずれかに絞り込んでいきたいが、国が示す基準に沿わないと、優先的に財源を配分してもらえないので、その基準をまずはクリアしていくことが必要かと思うが、事務局の考えがあれば伺いたい。

(事務局)

やはり150円/m³を目指していきたい。全国的な状況や県内の状況だが、昨日の新聞にあった高根沢町が150円/m³ということで値上げ、その他にも、もう決めた自治体、改定中の自治体などあるが、やはりどこも150円/m³を目指す、また150円/m³にしているというところが多い。

【議 長】

以上も踏まえ、本委員会としては、使用料単価150円/m³を軸に検討を進めていきたいと思うが、よろしいか。

特にご異論はないようなので、②番の使用料単価150円/m³で料金体系を検

討するということにしたい。

【委員意見】

上下水道両方の話が出たが値上げとなる場合は、ある程度自治体が負担するのも仕方ないと思う。この案の通りの値上げではなく、数年にわたって徐々に上げていただくことをお願いしたい。

【議 長】

いわゆる激変緩和措置ということか。

150 円/m³の基準でも、基準外繰入金なくなるには、しばらく時間がかかる。自治体が負担するという事は、市民が税金という形で負担していることになるので、下水道の利用者と、利用していない一般市民との間の負担の公平性という問題にもなってくると思う。

(P. 13) 農業集落排水事業 使用料単価 (上下水道総務課料金係長より説明)

農業集落排水事業の使用料単価について、3つのパターンを作成。

①のパターンの説明

農業集落排水事業については、地域ごとに特性があり、事業がそれぞれ決められていたことから、現在の使用料は西方、大平、藤岡の各地域別で定められている。

3つの地域の現行使用料単価を平均したものが118円/m³となる。

現在の使用料単価をそのまま継続した場合、今後も不足分を基準外繰入金で補填していくため、基準外繰入金は横ばいとなり、一方、現金は年々減少していく。

②のパターンの説明

現在の地域ごとに異なっている使用料を統一し、維持管理費を使用料で賄うとした場合のパターン。

この場合の使用料単価は175円/m³で、基準外繰入金は減少傾向となり、現金は横ばいとなる見込み。

③のパターンの説明

生活排水処理の負担の公平性のため、市内の使用料体系を統一する案、公共下水道の料金と統一する案。

農業集落排水は、農村地域内の排水を処理するものであることから、工場や会社等の大口の利用者がいる公共下水道事業の使用料単価と比較すると、単価が低くなる傾向にある。そのため、公共下水道事業と使用料を統一した場合でも、農業集落排水事業に対する基準外繰入金は続く見込み。

以上の3つのパターンを提示。

農業集落排水事業については、農村部の水質保全の目的が大きな事業であり、全国

的に見ても使用料収入で、維持管理費を賄っている事例は少ない傾向にある。また、大平地域、西方地域の農業集落排水については、公共下水道へ編入を予定しているところである。

栃木市のように複数の農業集落排水処理区域を持った自治体では、同じ市内で同じ汚水を処理する集合処理方式なのに、使用料金に差が出てしまうことについて、負担の公平性に反するというので、合併後はパターン③の公共下水道と農業集落排水使用料を統一する傾向が強くなっている。

【議 長】

農業集落排水については地域によって料金設定も水準もバラバラなので、公平な取扱いが必要だが、どの程度までその公平性を担保するのか、3つの地域の使用料を揃えるのか、公共下水道事業と揃えるのかについて、3案をお示しいただいた。

【委員質疑】

農業集落排水について教えてください。

(事務局)

農業集落排水事業というのは、農業振興地域である程度人家がまとまっている地域において、面的な整備を行って、処理場を設けその地域の排水をその地域内で処理するという、公共に似た事業だが、それよりはずっと規模の小さい事業。栃木市内6か所あり、物理的に公共下水道とは繋がっておらずその地域内で集合処理をして、行っているという事業である。

【議 長】

農村地域の比較的規模の小さい公共下水道とあっていただいて結構だ。鳥取県米子市の隣に日吉津村という小さな村があり、そこに下水処理場が全く同じものが二つある。一つは公共下水道で、もう一つが農業集落排水の処理施設である。なぜ小さな村で2つも作ったのかというと、補助金が違うから。公共下水道は国土交通省が補助金を出し、農業集落排水は農林水産省が補助金を出す。補助金は目的があって補助するわけだから、目的外使用が認められない。公共下水道を農業用には使えないし、市街地で農業集落排水は使えない。こうした無駄を省こうというのが地方分権改革だった。全体的な流れは公共下水道事業との公平性を図る方向にあるので、使用料を統一する③番が主軸になると思うが、事務局から説明・補足等あるか。

(事務局)

ここは、非常に難しい問題だと思う。本来は、農業集落排水は農業集落排水独自の使用料を設定していく。前回の資料にもあった通り、藤岡だけが突出して経費が掛かっている状況なので、それぞれ別々にやると、使用料水準としては、藤岡だけがすごく上がることとなり、なかなか行政としては提案ができない。

続いて、農業集落排水だけで統一する場合には、農業集落排水自体使用する人数が少ないので藤岡の経費が高いことにより、175円/m³になる。ある程度、使用料で処理経費を賄おうとすると、できるだけ多くの人たちで全体のものを見ていくのが一番やりやすい。水道事業では、簡易水道事業として作ったところが何ヶ所もあるが、それも上水道事業として取り込んでやっているために、みんなで負担していて栃木市内全部同じ料金でやれるということがある。それが、水道事業において公平性なのかなと、農業集落排水についてもそういう考えがあって、特に合併した市町村については先ほど説明したとおり、公共下水道と同じ料金設定にしていって、同じ集合処理ということなので市内全部同じ料金でやっていこうというのが現在の強い流れになっている。

【議 長】

②番で農業集落排水を揃えようとするので、大平や西方の負担が上がってしまうので、公共下水道事業については、使用料単価150円/m³でご意見をまとめたが、農業集落排水についても、175円/m³まではいかなくても150円/m³で設定してはいかかがか。

特にご異論がないようなので、③番の案で次回さらに料金体系について議論を進めさせていただきたい。

(P.14) その他 (上下水道総務課料金係長より説明)

資料のとおり

【議 長】

先ほど広報についてご意見があったが、この料金改定についても、議会や市長部局も含めて様々な形で丁寧に説明していくこと必要がある。こうした方が伝わりやすいというご意見があったら、ぜひお願いしたい。

また、市民向けにパンフレット等を作成する場合には、わかりやすい資料作りを心掛けていただきたい。